○ (仮称) おいらせ町防災基本条例策定委員会設置要綱

平成25年3月29日

告示第25号

(設置及び目的)

第1条 (仮称) おいらせ町防災基本条例(以下「条例」という。)を策定するため、(仮称) おいらせ町防災基本条例策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 条例の策定に関すること。
 - (2) その他、条例策定に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、防災に関する見識を有する者の中から町長が委嘱する。
- 3 前項の委員のうち3人以内は、公募により選任するものとする。ただし、公募の結果、募集人員に満たない場合又は選考結果において該当者がない場合は、この限りでない。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、助言等を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、まちづくり防災課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。